

令和3年11月19日
(2021年)

令和3年秋季重点要求・一時金要求 回答

- 1 定年前職員及び再任用職員の給与改定については、令和3年人事院勧告に基づく国の取扱いに準じて実施することを基本と考えているが、現時点において、国家公務員の給与改定に係る方針が決定されていないため、今後、国家公務員等の動向を注視し、適切な時期に提案する。
- 2 定年前職員に対し、在職期間が10年もしくは20年に達するとして、令和2年4月1日に付与した長期在職休暇について、新型コロナウイルス感染症拡大による業務繁忙や外出自粛などによる取得状況を考慮し、令和5年3月31日まで取得期間を延長する。
- 3 定年前職員及び再任用職員、通年の職又は任用期間が6カ月以上の会計年度任用職員を対象として、配偶者の出産を補助する場合及び当該出産に伴い子を養育する場合に取得できる有給の特別休暇を創設する。

定年前職員及び再任用職員については、10日付与する。会計年度任用職員については、週当たり3日以上勤務者にあつては7日、週当たり2日の勤務者にあつては5日、週当たり1日の勤務者にあつては3日を付与する。

また、当該当別休暇の創設に伴い、出産補助休暇及び育児参加休暇を廃止する。
令和4年1月1日から施行する。
- 4 定年前職員及び再任用職員、通年の職又は任用期間が6カ月以上の会計年度任用職員を対象に、不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当と認められる場合に取得できる有給の特別休暇を創設する。

定年前職員及び再任用職員については、一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の別に定める不妊治療に係るものである場合にあつては10日）付与する。会計年度任用職員にあつては、一会計年度につき、週当たり3日以上勤務者にあつては5日（同10日）、週当たり2日の勤務者にあつては3日（同6日）、週当たり1日の勤務者にあつては2日（同4日）を付与する。

令和4年1月1日から施行する。
- 5 会計年度任用職員を対象とした無休（一部有給）の特別休暇である産前休暇及び産後休暇について、すべての期間を有給とする。

令和4年1月1日から施行する。